

第1. 来年度以降の合理化事業の基本方針について

1. 合理化事業の趣旨について

(1) 合理化事業は「補償」か「転業支援」か

「転業支援事業」だが、たとえば収集車両1台当たりの転業支援額の算定に際して、営業補償といった補償の要素を切り離して考えることは困難であり、実態としては「補償」の要素があることは否定できない。(環境省に確認済み)

(2) 支援の必要性があるかどうかの判断について(多角経営を考慮するかどうか)

A 包括外部監査人の考え方

合理化事業を実施する必要があるのは、し尿処理業者が下水道の整備により、そのままでは、業務の安定が保持できず、廃棄物の適正な処理に障害が生ずる恐れがある場合である。

し尿処理業者は、し尿処理や浄化槽汚泥処理以外の業務が増大しており、売上金額は減少していない。

利益を十分にあげているし尿処理業者に対してどこまで代替業務の提供を続けるべきか。

(要約すると、「企業努力や代替業務により多角経営化(転業)が図られて、し尿処理業部門のマイナスを補っているので、もはや転業支援(合理化事業)の必要はない」という趣旨だと考えられます。)

【参照】 外部監査結果報告書より引用

ア 「岡山市がし尿処理業者に代替業務を委託するのは、し尿処理業者が下水道の整備により、そのままでは、業務の安定が保持できず、廃棄物の適正な処理に障害が生ずる恐れがある場合である」(35頁)。

イ 各業者の決算書を分析した結果、「岡山市から代替業務の委託を受けているし尿処理業者4社はいずれも、代替業務がなくとも、売上金額は減少していない」「その原因としては、し尿収集量は減少したが、補助金や値上げである程度カバーできたことや、し尿処理や浄化槽汚泥処理以外の業務が増大したこと等があげられるであろう。」(43頁)。

- ウ 「岡山市は、し尿処理業者がし尿取扱業務以外の業務でどんなに利益をあげていても、その営業区域の『最後の戸が下水道に接続されるまで』はし尿処理業務を継続していく必要があるので、全体の規模を縮小させながらも、代替業務の提供を続けていくとの姿勢を明確にしている」（71頁）。
- エ 「しかしながら、岡山市の下水道普及率の目標は70%でしかないので、目標を達成したとしても、30%の家庭や事業所は下水道に接続しないことになり、ほとんどのし尿処理業者について、その営業区域で『最後の戸が下水道に接続される』状態にはならないのではないかとと思われる。そうすると、岡山市はし尿処理業者に永久に代替業務の提供を続けて行かざるを得ないことになるが、はたしてこれが合理化措置法の趣旨にかなうのであろうか。」「利益を十分にあげているし尿処理業者にどこまで代替業務の提供を続けるべきか」（72頁）。

B 岡山市の考え方

各業者が他事業でどの程度利益をあげているかということ（多角経営）は合理化事業の実施に際して考慮せず、収集車両の廃車の必要性が生じた場合は、どの業者も一律平等に支援することとする。

- ア 企業のし尿処理業部門に下水道整備の影響が生じて収集車両の減車（廃車）が必要となる場合、当該車両からの売上げは今後なくなり、また他に転用が困難な器材の廃棄や収集人員の転業などに対応することが新たに必要となります。この下水道普及による「減車の必要性」という企業経営への影響については、本来企業努力により対処がなされることが基本です。
- イ しかし、業者に対して他事業部門の黒字をし尿処理業部門の赤字補填に使うよう指導する権限は市にはなく、むしろ業者は本来、自由な経営判断により不採算部門であるし尿処理業部門を縮小・廃止することができます。そうなると、市域のし尿処理に支障が生じ、し尿の適正処理という廃棄物処理法上の市の責任を果たすことが困難になります。市が直営で体制を整えることも想定されますが、現在の許可業者による処理体制と比較して市民の負担が増大することは避けられません。
- ウ そこで、し尿の適正処理という廃棄物処理法上の市の責任を果たすため、許可業者による収集体制を維持したまま、市域のし尿処理体制を計画的に縮小していく必要があり、そのために「計画的に減車を支援していく」という手法を定めたのが合特法です。
- エ このような合特法の趣旨から考えると、し尿処理業（部門）に生じる影響のみを考慮すべきであり、当該業者が他の事業をどのように展開しているかを考慮するのは合特法の趣旨に沿いません。なお、下水道整備が終息し減車が発生しなくなった場合はもはや合理化事業の必要性はなくなりますので、下水道整備が100%完結するまで半永久的に合理化事業を継続し続けるということにはなりません。

2. 浄化槽清掃業に対する合理化事業について

岡山市の考え方

浄化槽清掃業は現時点では対象とせず、今回は、し尿処理業のみを合理化事業の対象とする。浄化槽清掃業については、将来、業者の経営努力では対応できない程度に下水道が普及して、市域の浄化槽清掃体制を確保できなくなることが予測されるようになった時点で、実施を検討する。

ア 浄化槽清掃業については、合特法の対象ではあるものの、当面、市域全体では浄化槽設置基数の減少が見込まれないため、下水道整備による著しい影響は認められません。そこで、現時点においては合理化事業の対象としないこととします。

イ いつの時点で対象とするかについては、浄化槽が減少に転じた時点から直ちに対象とするのではなく、浄化槽清掃業務は（し尿処理業務と異なり）浄化槽法上、業者の自由な経営に委ねられていることを考慮して、浄化槽清掃業者の経営努力による対応をまずは期待し、将来、業者の経営努力では対応できない程度に下水道が普及して、市域の浄化槽清掃体制を確保できなくなることが予測されるようになった時点で、浄化槽清掃業に対する合理化事業の実施を検討します。

ウ その際、どのような支援が必要であり、また適切であるかを判断するために、支援対象となる浄化槽清掃業の実態の把握をする必要があるとともに、あわせて、市域の浄化槽清掃体制確保のあり方も含めて検討する必要があると考えています。

【参考】

現在、岡山市では、浄化槽清掃業（及び浄化槽汚泥収集運搬業）については区域割りをせず、また車両台数の設定もせず、料金設定も業者の自由な判断に委ねています。これは、浄化槽清掃業務が（し尿処理業務と異なり）浄化槽法上、業者の自由な経営に委ねられていることを考慮したものです。

3. 廃車の必要性について

岡山市の考え方

廃車した場合のみ合理化事業の対象とする（車両を浄化槽用に転用した場合は対象としない）。

平成元年7月25日付の厚生省通知によると、合理化事業の一環である「転廃交付金の交付」ができるのは、運搬車を『廃棄した』場合となっており、転廃交付金は廃車した場合にのみ交付され、転用した場合は交付されません。これは、車両を転用した場合は「減車の影響」が生じているとはいえ、また、当該車両については企業努力により転業が図られていると考えられるので支援する必要がない、との考え方に基づくものです。

4. 許可台数の設定についての市の考え方

【収集車両台数の適正な設定は市町村の責任】

適正な収集車両台数の設定及び許可は、し尿の適正収集体制の確保について責任を負う市町村が、各社ごとのし尿収集量及び各社の地域性等の実態に応じて収集に必要な台数を割り出して、これを適正収集台数として設定して許可するものであり、許可台数の設定及び許可は市町村の責任において実施されるべきものです。

【なぜ平成11年4月まで50台の許可台数の設定が見直されなかったのか】

- ア 本来であれば、し尿収集量が減少して収集車両が不要となるのに対応して、許可台数の見直しが随時行われるべきところですが、
- イ しかし、当時は業者間の区域調整が予定されており、区域調整が実施されてはじめて各社ごとに何台の車両が必要かを確定できるという状況でしたが、区域調整を実施できなかったため、各社ごとの許可台数の見直しを行うことができなかったものと考えられます。
- ウ その後、平成8年2月に区域調整は困難であると市が判断したのを転換点として、区域調整をすることなく各社の現行区域のままで各社ごとの適正収集台数の設定が可能となり、平成11年4月の減車勧告に至りました。
- エ このように、区域調整を実施できなかったことが原因で、各社の許可台数の見直しもできなかったものと考えられます。

【来年度の収集車両の許可について】

来年度当初に、し尿処理業者の許可更新時期を迎えますので、これに合わせて各業者ごとに適正収集車両台数を設定し、その車両台数分のみの許可を与えることが適切と考えています。